

市原市市税に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する要綱

(平成 22 年 12 月 20 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。以下、「情報通信技術利用法」という。)第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を利用して行わせる申請等のうち、市税に係るものの適用範囲及び申請等の方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請等 申請、申告、届出その他の法令の規定に基づき市に対して行われる通知
- (2) 地方税電子化協議会 地方税電子申告システムの共同開発及び共同運営等を行うことを目的として、平成 18 年 4 月 1 日に設立された社団法人地方税電子化協議会をいう。
- (3) 地方税ポータルシステム 地方税における申請等の手続を、電子情報処理組織を利用して電子的に行うために、地方税電子化協議会が開発し、運営するシステムをいう。
- (4) ポータルセンター 地方税ポータルシステムの運営に参加している地方公共団体(以下「参加団体」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備え、地方税ポータルシステムを利用して行う地方税の申請等の手続を一括して受け付けるために参加団体が共同で管理・運営する施設をいう。
- (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (6) 電子証明書 申請等を行う者が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のアからウまでのいずれかに該当するもののうち、地方税電子化協議会が地方税ポータルシステムにおいて利用できるものと認定したものをいう。
 - ア 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定により登記官が作成したもの
 - イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 3 条第 1 項の規定により都道府県知事が作成したもの
 - ウ 電子署名法第 4 条第 1 項の規定により主務大臣の認定を受けた者が作成したもの
- (7) 識別符号 システム利用者特定のためにシステム利用者に付与する符号をいう。
- (8) 暗証符号 システムの利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的としてシステム利用者に付与する符号をいう。

(適用範囲)

第 3 条 情報通信技術利用法第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を利用して行わせることができる申請等は別表に掲げる申請等とする。

(申請等の方法)

第 4 条 前条の申請等は、地方税ポータルシステムを利用するものとする。

(地方税電子化協議会が定める事項の遵守)

第 5 条 地方税ポータルシステムを利用して申請等を行おうとする者は、地方税電子化協議会が定める利用規約を遵守しなければならない。

(行政機関の指定する方法)

第 6 条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 48 号)第 4 条ただし書に規定する行政機関の指定する方法は、申請等を行おうとする者が、税理士法(昭和 26 年法律 237 号。以下同じ。)第 2 条第 1 項に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者(以下「税理士等」という。)が電子情報処理組織を利用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこととする。

(事前届出)

第 7 条 第 3 条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人においては、法人の名称、事務所等の所在地、代表者の氏名及び住所)
 - (2) 申請する手続きの範囲
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの
- 2 市長は、第 1 項の届出があったときは、当該届出をした者に対し、地方税ポータルシステムを利用し、識別符号及び暗証符号を通知し、第 3 条の申請等に利用できる入出力用プログラムを提供するものとする。
 - 3 前項の識別符号及び暗証符号並びに入出力用プログラムは、参加団体が共同で利用できる標準仕様に基づくものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第 1 項の届出をした者が本市以外の参加団体から既に識別符号及び暗証符号の通知を受けている場合は、識別符号及び暗証符号は通知しない。
 - 5 第 1 項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じたことになったとき、又は電子証明書の更新を行ったときは、遅滞なく市長に届出するものとする。届出の方法は第 2 項により提供された入出力プログラムによるものとする。
 - 6 前項及び第 1 項に係る当該届出には電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信することにより行わなければならない。ただし、前条の規定する方法により、税理士等がする当該届出を行う者に係る前項の届出は、当該届出に申請を行おうとする者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要し

ない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 8 条 第 3 条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、前条第 2 項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、システムと電気通信回線を通じて通信することができる電子計算機から、当該申請に関する法令等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号(本市以外の参加団体が通知したものを含む。)を入力して、当該申請を行わなければならない。申請等に当たっては、当該申請の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することで行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の申請等を第 6 条に規定する方法により税理士等が行う場合には、当該申請等を行おうとする者に係る電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することを要さない。

3 第 1 項の申請等が行われる場合において、市長は当該申請等に関する法令等の規定に基づき添付されることとされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力させ、及び送信させることによって当該書面の提出に代えさせることができる。

(申請等の到達時期)

第 9 条 第 7 条第 1 項及び第 5 項の届出、第 8 条第 1 項の申請並びに第 3 項の提出は、ポータルセンターの電子計算機に備えられた電磁ファイルへの記録がなされたときに本市へ到達したものとみなす。

(手続きの細目等)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び手続きの細目については別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

別表

申請等の名称等	根拠条文等
給与支払報告	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という)第 317 条の 6 第 1 項及び第 3 項
給与支払報告書等に係る給与所得者異動届出	法第 317 条の 6 第 2 項、321 条の 4 第 5 項及び 321 条の 5 第 3 項
公的年金等支払報告	法第 317 条の 6 第 4 項
退職所得に係る納入申告	法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項、市原市税条例(昭和 38 年市原市条例第 64 号。以下「条例」という)第 41 条の 7
退職所得者の特別徴収票の提出	法第 50 条の 9 及び第 328 条の 14、条例第 41 条の 9
特別徴収切替届出	
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
法人市民税の申告	法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 24 項、第 26 項から第 28 項及び第 321 条の 13 第 1 項、条例第 39 条第 1 項
法人等設立設置届出	法第 317 条の 2 第 7 項、条例第 26 条
法人等異動届出	法第 317 条の 2 第 7 項、条例第 26 条
償却資産の申告	法第 383 条
税務代理における書面の提出等	税理士法第 30 条、及び第 33 条の 2 第 1 項及び第 2 項